

# 「滝山・前沢みんなの夏祭りからの暴力団・反社会的勢力排除に関する実行委員会規約」

## (趣旨)

第1条 この規約は、滝山・前沢みんなの夏祭り（以下「夏祭り」という。）からの暴力団及び反社会的勢力の排除を徹底し、善良な市民に開かれた、明るく健康的な夏祭りを提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するとともに、露店の出店に関し必要な事項を定めることとする。

## (出店の許可)

第2条 出店申請者は、滝山・前沢みんなの夏祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）の許可を受けるものとする。

## (許可の基準)

第3条 実行委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、反社会的勢力である者

(2) 暴力団又は暴力団員、反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者

(3) 用心棒代やみかじめ料等の名目の如何を問わず、暴力団、暴力団員、反社会勢力に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行ったと認められる者

(4) 居所不明、素行不良等、夏祭りにおける出店者としてふさわしくない者

(5) 当規約に抵触する者

## (許可の手続き)

第4条 出店申請者は、夏祭り開催の概ね2か月前までに、実行委員会が定めた様式により、個別に実行委員会に出店の申請をするものとする。

2 出店申込書には、本人の確認を行うために運転免許証等の公的な身分証明書を添付するものとする。

3 実行委員会は、出店を許可する場合は許可証を交付するものとする。

## (出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、実行委員会の定める方法で公平に行うものとする。

## (名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すとともに、以後の出店も認めないものとする。

## (許可の取消)

第7条 実行委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めるときは許可を取消することができるものとする。

(1) 第3条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき

(2) 暴力団員又は反社会的勢力を店舗内に立ち入らせたとき

(3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明したとき

(4) 粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき

(5) 第 11 条 (出店者の遵守事項) の規定を守らず、実行委員会役員及び警備関係者の正当な指示に従わないとき

(店舗の規格)

第 8 条 店舗の規格は、夏祭りの場所を勘案し、実行委員会が概ね定めた基準に合致させるものとする。

(諸費用の負担)

第 9 条 電気、水道、清掃代等出店に伴う諸費用は、実行委員会の定めるところにより出店者に負担させるものとする。

(許可証の提示)

第 10 条 出店者は、出店許可証を露店の見やすい箇所に必ず掲示しておくものとする。

(出店者の遵守事項)

第 11 条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は、夏祭りの品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- (3) 実行委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと
- (4) 管理者の承認を得ないで、公・私人の管理する土地、建物、備品類等を使用しないこと
- (5) 出店場所へは、自動車、バイクをみだりに乗り入れないこと
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日適正に処理すること
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に実行委員会と連絡を取れるようにしておくこと

(撤去等の措置)

第 12 条 実行委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても実行委員会は何らこれを賠償ないし保証することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により実行委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

(管轄警察署との連携)

第 13 条 実行委員会は、出店申請者及び従事者と暴力団又は暴力団員、反社会的勢力との関係等を調査するため、出店申込書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項については、その都度実行委員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 28 年 6 月 1 日に改定する。